

地方交付税法等の一部を改正する法律の概要 (平成28年法律第14号)

I 一般財源総額の確保と地方交付税の算定内容の改正等(通常収支分)

- (1) 一般財源総額について、平成27年度を0.1兆円上回る61.7兆円を確保。
地方交付税総額について、前年度とほぼ同程度の額を確保しつつ、臨時財政対策債の発行を大幅に抑制

区分	平成28年度	平成27年度	増減額
一般財源(地方税+地方交付税等)	61兆6,792億円	61兆5,485億円	+1,307億円
うち地方交付税	16兆7,003億円	16兆7,548億円	▲546億円
臨時財政対策債	3兆7,880億円	4兆5,250億円	▲7,370億円

- (2) 普通交付税の算定内容の改正

- 平成28年度の普通交付税の算定の基礎となる単位費用等の額を改正

【地方交付税法の改正及び特別会計に関する法律の改正】

II 震災復興特別交付税の確保(東日本大震災分)

- (1) 復旧・復興事業の地方負担分、地方税の減収分等を措置するため、震災復興特別交付税を4,802億円確保(平成28年度新たに確保する額 3,478億円)
- (2) その他返還等に係る所要の規定の整備

【地方交付税法の改正】

III その他

- (1) 交付税総額における特別交付税の現行の割合(6%)を継続(本則改正)

【地方交付税法の改正及び地方交付税法等の一部を改正する法律(平成23年第5号)の改正】

- (2) 地方債制度について、協議不要基準を緩和するなど届出対象を拡大
- (3) 退職手当債の特例期間を10年間延長(平成37年度まで)

【地方財政法の改正】

- (4) 第三セクター等に対する短期貸付金等について、将来負担比率に係る算定方法の見直し

【地方公共団体の財政の健全化に関する法律の改正】

施行期日 平成28年4月1日 (将来負担比率関連については平成29年4月1日)